

戦時下におけるカトリック学校の経営実態に関する研究

大迫章史

〇 はじめに

本論文は、戦時下におけるカトリック学校の経営実態について、学校の設置者である財団法人の理事会における経営体制と授業料や生徒定員の分析をとおして、その特徴を具体的に明らかにすることを目的としている。

戦前日本の天皇制国家は、戦時下において、総力戦体制を確立し、高度国防国家を建設するため、さまざまな施策を展開した。総力戦体制という語にも表れているように、戦時下においては国家全体を戦争に向けて協力する体制に再編しようとする動きがみられた。この点で、一九四〇（昭和一五）年に成立した第二次近衛内閣による新体制運動は象徴的である。新体制運動は、官と民が協力して、国民のすべての力が政治の上に集結されるような国民組織を作り上げるための運動を、政府が育成指導することを目指すものであった。^{〔1〕}

そのなかの一つの動きに一九三九（昭和一四）年に成立し、一九四〇年から施行された宗教団体に代表されるような宗教統制があった。本法が、戦時下のカトリックに与えた影響はきわめて大きく、例えば、カトリックは本法の下で、「日本天主教教団」として再編された。プロテスタントもまた各教派を束ねて、「日本基督教団」を設立している。

このような施策を政府が展開した背景には、戦時下の日本において、プロテスタントがアメリカやイギリスをはじめとする諸外国とのつながりを有しており、またカトリックはローマ教皇庁との関係を有しているとの政府の認識が存在しており、これと関わって、カトリック・プロテスタントのキリスト教主義学校もまた外国とのつながりがあると考えられていたためといえる。そこで政府はキリスト教主義学校に対して、警戒心を示し、その経営主体である理事等の構成メンバーを日本人とするように求めるなどの施策を展開し、諸外国とキリスト教主義学校の関係を断絶させようとしたのである。

本論文に関わる先行研究には、三好千春⁽²⁾と佐々木慶照⁽³⁾によるものがある。三好の研究は、宗教団体法との関係で、カトリックの組織が戦時下においてどう変容したかを明らかにしており、とくにカトリックの「普遍的性格」を政府が警戒していたことを指摘している。しかしながら、戦時下のカトリック学校の動向についてはほとんど触れられておらず、カトリックの動きがカトリック学校に与えた影響に関する分析も十分ではない。

佐々木の研究は、戦前期を中心に日本におけるカトリック学校のあゆみを概観したものである。この限りにおいて、各カトリック学校の学校史を材料として、戦時下におけるさまざまな動きが述べられているが、戦時下におけるカトリック学校の経営実態等についての言及は十分とはいええず、またカトリック学校全体としての特徴も明確にされていない。

そのため、本論文では、こうした点を各カトリック学校の学校史や政府による文行政関連文書等を用いながら、戦時下におけるカトリック学校の経営の具体的なあり方を解明していく。一九四〇年に示されたカトリック学校の経営方針が具体的にどのような形で現れるのかを、またカトリック学校の経営主体である理事構成のあり方と、授業料

と生徒定員の変化から学校経営の実態を明らかにしていく。なお、その目的との関係で、本論文が主な対象とする時期は、戦前の一九四〇年代が中心となる。

一・一九四〇年代のカトリック教会の動き

本章では、本論文の課題を明らかにするために必要な限りにおいて、一九三〇年代後半から一九四〇年代前半のカトリックの動きを確認する。この時期、カトリックを含めたキリスト教をめぐる大きな動きに宗教団体の制定・施行がある。カトリックの場合、宗教団体法のもとで活動を続けるには教団としての認可を受ける必要があったため、これに向けての準備を進めた。そして、一九四一（昭和一六）年四月十日に土井辰雄東京大司教の名前で「日本天主教教団」として教団認可の申請を文部省に行っている。⁽⁴⁾カトリックは、教団認可申請に先立つ一九四〇年九月一日、一二日にカトリックの臨時教区長協議会を開催したが、本協議会の中心テーマは、宗教団体に基づく日本天主教教団設立のための教団規則審議であり、あわせて今後のカトリックのあり方も議論され、その方向性が示された。⁽⁵⁾

そして、本協議会では、カトリック学校の経営について、①カトリック各学校の経済的独立を図ること、②校長の邦人化を図ること、③財団法人の理事等の邦人化を図る方針が決められた。

カトリックの目指すべき方向性について、一九三七（昭和一二）年まで東京大司教であり、当時横浜教区長であったジャンボン（Jean Baptiste Alexis Chambon）は、*ぎぎ*のように述べている。

先づ第一に挙げなければならないことは我がカトリック教会の独立といふことである。即ち、日本人の手に依つて日本の全教会が支配されて行くことになつた一時である。勿論、教父様の思召も、又、外国宣教会の目的も当初より其処に在ることは、今改めて説くまでもないが、唯時局の趨勢が必要上自然に其の実現を早めたといふまでである。勿論、此の急速なる実現に就いては幾多の困難が伴つたが、それにも係らず、よく此の難関を突破して、見事に教区長全部が邦人に依つて占められたというふことは、天主の厚き御恵みに依ることであつて、感謝の次第と申さねばならぬ。⁶⁾

シャンボンの認識は、宗教団体法下でのカトリックの動きを肯定的に受け止めているが、「唯時局の趨勢が必要上自然に其の実現を早め」ており、「此の急速なる実現に就いては幾多の困難が伴つた」点で問題が生じなかつたのかについては検討すべきだろう。

二 カトリック学校における一九四〇年前後の理事組織の変更

本章では、宗教団体法が施行された一九四〇年を起点に、その前後のカトリック学校における動き、その経営主体である財団法人の理事会における組織体制の具体的なあり方を中心に見ていく。

宗教団体法の施行に伴い、カトリックは「日本天主教教団」として認可され、そこで作成された「日本天主教教団規則」にもとづき、組織改編を行うが、こうした日本天主教教団の動きは、カトリック学校の理事会体制にも影響を与えたと考えられる。なぜなら、この時期に多くのカトリック学校が理事組織の構成メンバーの変更申請をしているからである。そこで、この点について、清泉寮（現学校法人清泉女子大学）、聖心女子学院（現学校法人聖

心女子学院)、白百合学園(現学校法人白百合学園)を事例として取り上げてみていく。

清泉寮は、ローマに本部を置くスペイン系の聖心侍女修道会が運営する学校であり、一九三八(昭和一三)年四月二十日に財団法人を設立するための申請を、理事長カルメン、ウスタラ、バサベラ(Carmen Ustara)の名前で東京府に提出している。⁽⁷⁾ 本件は表面上は大きな問題なく、民法第三四条により財団法人設立の認可を受けている。

しかし、その認可に関する書類を確認すると、注目すべき点が二つある。一つは、財団法人設立にあたり、東京府との話し合いの結果を記した書類の内容であり、もう一つはカトリックの修道会が経営する学校に関する調査関係書類(「修道会経営学校相互ノ関係」)である。これらを見ると、当時財団法人を設立したり、カトリック学校を設立するにあたって、文教行政当局者がどのような点に留意していたかが浮かび上がってくる。

清泉寮が財団法人を設立する際の東京府との話し合いの結果を記した書類には「設立申請者(代理細井次郎)ニ非公式ニ(口頭ヲ以テ)申渡シタル事項該事項ニ就テハ東京府ト談合スミ」とあり、⁽⁸⁾ 以下の三つが、財団法人を認可するための具体的な条件として提示されている。

- 一、学識経験アリ人格高潔ナル邦人校長代理ヲ置クコト
- 一、教授組織ハ全教授ノ半数以上邦人教師タルコト但シ講師ヲ囑託スルコトヲ得
- 一、生徒ノ学級編制ヲ定メ一学級一人以上ノ邦人担任ヲ附シ生徒訓育ノ責任ヲ取ラシムルコト⁽⁹⁾

これら条件を確認しておかなければなるまい。一つ目は日本人の校長代理を置くことが要求されている点である。

ただし校長自身が日本人でなくてはならないと書かれているわけではない。二つ目は、学校における教師の半数以上が日本人でなくてはならないとされていること、三つ目は一クラスに一名以上の日本人教師をおき、「訓育」については日本人教師の責任の下で実施するとされていることである。カトリック学校の教育において、日本人がイニシアティブをとることが求められていたといえよう。

カトリックの修道会が経営する学校に関する調査書類では、修道会の相互の関係について記されている。これによれば「天主教教会ノ各修道会相互ニハ命令、従属等ノ関係ヲ有シマセン」⁽¹⁰⁾とある。このような修道会相互の関係のもとで「各団体ハソレゾレソノ団体ノ代表者ヲ大司教ノ命令、監督ニ服サシメテ、之ニヨツテ統一ヲ図ツテ居リマス」⁽¹¹⁾と各団体（例えば、修道会）の代表者は、大司教が監督し、その命令に従うという形で、カトリックは統率がとれていると述べられている。

このような状況にあるため、各修道会が経営する学校も「各修道会ノ設立シタ学校相互間ニモ何等カ、ル関係ヲ有シマセン」⁽¹²⁾とある。また、「大司教ハ管下各修道会ニ就イテソノ事業ニ関シテモ監督シ命令スル」⁽¹³⁾ので、「修道会設立ノ学校ニ於テ発生シタ重要ナ事件ニ於テハソノ団体ノ代表者ト協議シテ適当ナル処置ヲ講ズルコト」⁽¹⁴⁾ができること、カトリック教会ならびに修道会における相互の関係性のメリットを強調している。なお、これとあわせて「聖心ノ婦女会ト本財団トノ関係」と題する書面も提出されている。

その後、清泉寮は一九三八年七月二日に「法人寄附行為変更認可申請ノ件」として、財団法人理事定員三名を五名に変更した。本議題が審議された理事会の決議録によれば、「本法人ノ目的達成ヲ一層有力ニシ、将来ノ基礎ヲ確立セシメテ寄附行為第十三条、理事定員三名ヲ五名ト改ムルコト」⁽¹⁴⁾と理事定員増加の理由が述べられている。

このような形で清泉寮は財団法人としてスタートしたが、その理事のあり方をみると、一九四一年四月二五日に「財団法人清泉寮理事長辞任及新任理事長選任ニ関スル件承認申請」⁽¹⁵⁾を提出している。この件名から、現理事長の辞任と新理事長の承認を申請していることがわかる。

申請書では「今般私儀カルメン、ウスタヌ、バサベ本財団法人清泉寮理事長ノ職ヲ辞任致シ度候」と述べ、そのため、選考した上で「後任理事長トシテ財団理事山本信次郎氏ヲ任用致スコト、相成」と英国人であったバサベから山本信次郎に理事長が替わっている。⁽¹⁶⁾財団法人の理事長が外国人から日本人へと変更されたのである。そして、理事長を退任したバサベは「私儀ハ理事ニ選任セラレタルニヨリ右御承認相成度新任者ノ就任承諾書相添ヘ此段及御願候也」⁽¹⁷⁾とあるように、理事として留任した。その他の理事には、土井辰雄、内野作蔵、大木吉章がおり、ほとんどが日本人であることがわかる。

これ以降の清泉寮の理事会をめぐる動きでは、山本信次郎理事長が死去したことに伴い、一九四二（昭和一七）年四月一五日の理事会で新理事長が選任されたが、そこで選出されたのは当時監事をつとめていた田中耕太郎であった⁽¹⁸⁾。その他の理事は、土井辰雄、内野作蔵、大木吉章、バサベであった。

つぎにオーストラリアに本部を置く聖心会が設立した聖心女子学院に関していく。聖心女子学院はすでに一九〇八（明治四一）年に財団法人として認可されていたが、一九四〇年九月三十日附で財団法人組織の変更を申請し、文部省から認可されている。このときの組織変更の具体的な内容は財団法人の「理事ノ定員四名ヲ五名ニ変更セントスルモノ」⁽¹⁹⁾であった。本申請における「変更理由」として、聖心女子学院はつぎのように述べている。

従前ニ於ケル理事会ハ四名ヲ以テ組織シタルモ決議ノ際賛否同数ナル時決議ヲナスニ不便ヲ生ジ且現在理事四名ノ内日本人二名外人二名ナル処更ニ日本人理事一名ヲ増加シ理事会ノ組織ヲ日本人三名外人二名トナンタキニ依ル⁽²⁰⁾

ここで注目したいのは、現在の理事が四名となっているため、多数決で賛否が同数になった場合、決議できないという理由それ自体よりも、これを根拠に理事を一名増加するという点である。増加する理事は「日本人理事」に限定されている。賛否同数になることが本当の理由であるならば、必ずしも増加する一名の理事を「日本人理事」と明記する必要はなかったのではないだろうか。

一九四二年十月三十日に行われた寄附行為の変更申請も確認しておきたい。本変更は、寄附行為変更の理由に「旧寄附行為ノ形式ヲ全部一新シタルタメ新旧対照スルコト不可能⁽²¹⁾」との文言からもわかるように、寄附行為を全面的に変更するものであった。

文部省や東京府の文教行政当局はこの審査過程で、本申請における寄附行為の変更点のポイントをまとめたものを「備考」として作成したが、これには「本法人ノ寄附行為ハ頗ル外国的色彩濃厚ニシテ且ツ粗雑ヲ極メ用文字句又直訳的ナルヲ以テ今般名称、目的ハ勿論殆ンド各条ニ亘リ全面的に改更シ以テ時局ノ進展ニ順応シ日本の法人トシテ再出発セントス」と、今回の寄附行為の変更目的が明確に記されている⁽²²⁾。また、聖心女子学院が提出した申請書類にも、寄附行為の変更理由として「大東亜新秩序建設ノ目的ニ順応シ教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ皇国ノ女子教育ニ微力ヲ貢献スルタメ現行寄附行為ヲ変更スル必要ヲ認メタル為ナリ⁽²³⁾」と述べられている。

寄附行為の変更点はさまざまにあるが、ここでは二つ取り上げておきたい。①財団法人の目的変更と②財団法人の

財産の帰属に関するものである。①で、旧規定で「本財団法人ノ目的ハ婦人ノ精神智能、社交及身体ノ福祉ヲ希ヒ其教育ヲ施スニアリ」(第三条)とあったものを、新規定で「本法人ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ婦人ニ必要ナル教育ヲ授クルヲ以テ目的トス」と変更している。⁽²⁴⁾なお、この条文について「本寄附行為ハ理事会ノ決議ニヨリ主務官庁ノ認可ヲ経テ之ヲ変更スルコトヲ得但シ第一条第三条第五条第六条ハ如何ナル場合ニ於テモ変更スルコトヲ許サズ」(第十九条)とあったにも関わらず、このような変更が行われていることには注意が必要であろう。

②について、旧規定では帰属財産に関して「財産売却代金ハ英国内ニ於ケル団体へ寄附スルコト」(第二条)とあったものを、新規定で「法人解散ノ場合ニ於ケル財団処分ヲ主務官庁ノ認可ヲ要スルコトニ規定」を変更している。⁽²⁵⁾この点、文部省側の意見として「コレ実ニ日本ニ於ケル法人トシテ許スベカラザル矛盾ニ尤ナルモノナリ」とあり、法人財産の帰属権が外国にあることを、文部省が警戒していたことがわかる。具体的には、寄附行為の旧規定(第二条)において、

本財団法人ノ解散スル場合ニ於テハ理事ノ本財団ト同一若クハ類似ノ目的ヲ有スル日本ニ於ケル他ノ法人ニ総テノ財産ヲ贈与スルコトヲ得又ハ之ヲ売却スル時ハ其ノ代金ヲ英国「ローハムプトン」ニ於ケル「ゼ・コンヴェント・オブ・セークレット・ハー
ト」⁽²⁷⁾ノマザー・シエビリーオルニ寄附スベシ

と規定されていたものを寄附行為の新規定(第二一・二二条)において、

本法人ヲ解散セントスルトキハ理事会全員ノ同意ヲ得主務官庁ノ認可ヲ受クルモノトス寄附行為ノ変更及財産処分ヲ為サントスルトキ亦同シ(第二二条)

本法人ヲ解散シタルトキハ其ノ現有財産ハ理事全員ノ同意ヲ經主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ処分ス(第二二条)⁽²⁸⁾

と変更している。

聖心女子学院の経営主体である理事の構成がどのように変遷していったのかを確認していく。上記のように、聖心女子学院では一九四〇年九月三十日に「財団法人理事変更ニ付報告」をしているが、本報告の記述から、この点についてみていく。

一九三六(昭和一一)年一月二八日の登記事項として、「理事 マリ、スクループハ大正一三年一月二四日死亡ス 理事 カサリーン、ヒナンハ大正一五年一月二六日死亡ス 理事 イデス、ウエルマンハ大正五年六月一日退任ス 理事 メレ、シエルドンハ大正一四年六月一八日退任ス」⁽²⁹⁾とある。その後、「昭和一一年一月二五日左者理事ニ就任ス」とあり、理事として「メレ、シエルドン カザリーン、マー 岩下亀代 永井チヨ」の四名の名前が確認できる。⁽³⁰⁾そして「昭和一四年一月七日登記事項」には「理事カザリーン、マー同岩下亀代同永井チヨハ昭和一三年一月二六日辞任ス」とあり、「同日左者理事ニ就任ス ヘルマナ、マイヤー ゼルトルト、シツケル テレサ、マクシェーン」とある。⁽³¹⁾この時点で、理事は全員外国人になっている。

一九四〇年九月二八日の登記事項には「理事ゼルトルト、シツケル同テレザ、マクシェーンハ昭和一五年九月二七日辞任ス」とあり、また「同日左者理事ニ就任ス 吉川茂仁香 岩下亀代」となっており、「右ニヨリ現在ニ於ケ

ル在任理事ハ『メレ、シエルドン』『ヘルマナ、マイヤー』吉川茂仁香及岩下亀代ノ四名ニ有之候」と述べられてい⁽³²⁾る。

聖心女子学院におけるここまでの理事構成をみると、理事は、外国人で多く占められているか、あるいは外国人と日本人の理事数が同じという傾向がみられる。こうした理事構成に大きな変化が現れるのが、一九四一年以降である。すなわち一九四一年一月二十九日に聖心女子学院の理事・吉川茂仁香によって「財団法人理事変更ニ付報告ノ件」として報告が行われているが、そこにはつぎのような文章がある。

前記財団法人ノ理事ハ従前「メレ、シエルドン」「ヘルマナ、マイヤー」吉川茂仁香及岩下亀代ノ四名ノ処今般理事名増員ノ必要ニヨリ寄附行為第拾貳条ニヨリ在任理事ニ於テ昭和拾六年壹月式拾五日左記ノ者ヲ新ニ理事ニ指名シ同人ハ直ニ其ノ就任ヲ承諾シ昭和拾六年壹月式拾九日其ノ理事変更（増員）登記済ニ有之候間右御報告候也⁽³³⁾

右でみた寄附行為変更申請、すなわち理事定員を四名から五名へと一名増加した際に、理事増員の登記を行い、新たな理事として「三好切子」を任命したとある。⁽³⁴⁾これにより、財団の理事は外国人二名、日本人三名となり、その過半数を日本人が占めることになった。さらには一九四一年八月一三日付で、吉川茂仁香の名前で「財団法人理事変更ニ付報告ノ件」との報告がなされているが、つぎのようにある。

前記財団法人ノ理事「メレ、シエルドン」ハ今般都合ニヨリ昭和拾六年八月八日辞任仕候

因テ寄附行為第拾貳条ニ基キ在任理事ニ於テ昭和拾六年八月八日左記ノ者名ヲ新ニ理事ニ指名シ同人ハ直ニ其ノ就任ヲ承諾仕候

前記理事名辞任及理事名新任ニヨリ理事変更登記申請ヲ昭和拾六年八月九日為シ同年同月十二日東京区裁判所ニ於テ登記終了仕候間右御報告ニ及ヒ候也⁽³⁵⁾

新たな理事には、伊藤松野が任命された⁽³⁶⁾。また一九四二年九月一日にも「財団法人理事変更ニ付報告ノ件」との報告があるが、そこにはつぎのようにある。

前記財団法人ノ理事「ヘルマナ、マイヤー」及伊藤松野ハ今般都合ニヨリ何レモ昭和拾七年八月貳拾五日辞任仕候

因テ寄附行為第拾貳条ニ基キ在任理事吉川茂仁香外式名ニ於テ昭和拾七年八月参拾日左ノ者式名ヲ新ニ理事ニ指名シ同人等ハ直ニ其ノ就任ヲ承諾仕候

因テ之ヲ証スル登記簿抄本本名通添付右御報告ニ及ヒ候也⁽³⁷⁾

この財団法人理事変更により、新たに理事として任命されたのは進藤トクと初見まり子の二名であった⁽³⁸⁾。こうして、財団法人のすべての理事が日本人となったのである。

最後に白百合学園についてみていく。白百合学園は、一九四〇年一月に山本ムメにより財団法人設立を東京府に申請しているが、それまでは、社団法人日本聖保祿会によって学校経営が行われていた。提出されている書類によれ

ば、つぎのように財団法人の設立趣旨が述べられている。「従来社団法人日本聖保禄会ニ於テ経営セル幼稚園、小学校、高等女学校ヲ同会ヨリ分離シ新タニ財団法人白百合学園ヲ設立シ之ガ維持経営ヲ確保セントスルモノナリ」。⁽³⁹⁾これによれば、財団法人白百合学園は、東京の白百合高等女学校、附属小学校、附属幼稚園（以上、現白百合学園）、函館の聖保禄高等女学校（現函館白百合学園）、盛岡の東北高等女学校と撫子幼稚園（以上、現盛岡白百合学園）、仙台の仙台高等女学校（現仙台白百合学園）、熊本の八代成美高等女学校、八代成美家政女学校（以上、現八代白百合学園）と合計九つある全国の学校を一つの法人で経営する形になっている。⁽⁴⁰⁾一つの財団法人が複数の学校を経営することは、以下の文部省の指摘にもあるように、財団法人のあり方としては異例であった。

日本聖保禄会ハ慈善事業ノ外幼稚園二、小学校一、高等女学校五、家政女学校一ヲ経営シ居ルモ今回学校事業ノミヲ分離シ独立ノ財団ヲシテ経営スルコトニ組織ヲ変更セントスルモノナルモ現在ノ各学校ハ夫々各地ニ分散シ事業所在地ヲ異ニシ一財団ニテ経営スルコトハ好マシカラズ一学校一財団ニテ経営セシムルコトガ最モ適当ナル方法ト認メラルルモ資産其他ノ関係上今速カニ之ガ実現ハ困難ナル実情ニアルヲ以テ別紙計画ノ通基本金ガ十五万円造成後適当ナル機会ニ之ガ実現ヲ図ランメ度一応本案ニ依リ処理スルコトニ致度⁽⁴¹⁾

教育目的には「本法人ハ教育勅語ノ御趣旨ニ則リ学校ヲ設立シ女子ニ教育ヲ施スヲ以テ目的トス」⁽⁴²⁾とある。また財団法人の経営組織として、寄附行為で理事の構成を確認すると、理事定員は理事長を含めて三名とされており、設立当初の理事長は山本ムメ、理事・三島初江、理事・海老原いつみ、とすべて日本人であった。⁽⁴³⁾これは、すでに日本天

主公会教団も設立され、カトリック学校の経営方針が示された後の法人設立申請だったことも関わっていると考えられる。

また、別法人として設立されていた乃木高等女学校（現湘南白百合学園）も、一九四〇年十月に「財団法人理事変更届」として、理事長の交代が報告されている。

今般乃木高等女学校寄附行為第廿三条ニ依リ理事会ヲ開会シ寄附行為第廿条ニ依リ山本ムメヲ代表理事ニ選定仕リ候間此段及御届候也

理事会決議録 開会日時昭和十五年九月十日

一 決議事項

理事長選定ノ件

前理事長フロランチヌ、シャルパンチエ辞任ニ依リ寄附行為第廿条ニ依リ理事中ヨリ 山本ムメヲ理事長ニ選定シタリ⁽⁴⁴⁾

このように、財団法人乃木高等女学校の理事長が外国人から日本人に変更されている。

三. カトリック学校における一九四〇年以降の生徒定員増と授業料増額の動き

戦前のカトリック学校の多くは、外国の修道会と深く関わっており、学校経営に関わる経費も、修道会等から相当

の援助を受けていた。しかし、宗教団体法への対応にもみられるように、戦時下では外国に所在する修道会との関係を断ち切る方針がとられた。こうした動きは、財団法人の理事の邦人化とはまた別な形で、カトリック学校と外国に所在する修道会との関係において、修道会からの経済的独立を図っていく動きとして現れる。実際、この時期、多くのカトリック学校が生徒の定員増加や授業料の増額を文部省に申請しているが、これは外国の修道会等から経済的独立を図っていく動きであった。そこで、聖心女子学院と南山学園（現学校法人南山学園）を事例として取り上げ、これらの学校の動きをみていく。

聖心女子学院の場合、一九四〇年一二月に聖心女子学院専門学校の授業料増額の申請を行っている。「授業料増額ノ理由」は、つぎのようにある。

本校ハ学級数及学生数少ク従ツテ授業料ノ総収入モ至ツテ少額ニテ授業料以外ニハ何等ノ費用ヲモ徴収セズ、又夏休中ノ八月ニモ授業料ノ徴収無之候、然レドモ職員ノ俸給ハ八月ニモ支出スルニヨリ主集^マノ欠陥ヲ生ジ臨時費ハ申ニ及バズ經常費モ毎年伊太利国羅馬市ニ在ル聖心会本部ヨリ寄附ヲ仰キ以テ収入ノ不足ヲ補填致シ候⁽⁴⁵⁾

聖心女子学院専門学校は規模が小さく、授業料収入は少ないため、これまでイタリア・ローマに本部を置く聖心会から寄附を受けて、その不足分を補填していた。しかし「現下欧州諸国ノ経済情勢及ビ我国ノ新体制ニ鑑ミ聖心会本部ヨリノ寄附ヲ仰ギ難ク相成候」につき、「昭和十六年四月ヨリ授業料年額ヲ金九拾円ニ増額スルコトニ致度候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被成下度候」と、年額七十円から九十円に二十円の増額を申請している。⁽⁴⁶⁾

この理由にあるように、授業料増額の背景には、それまで受けていた外国に所在する修道会の本部からの寄附を受け取ることができなくなったことがあったとわかる。なお、同じ法人の経営になる聖心女子学院高等女学校の授業料についても、それまで年額八二円五十銭であったものを、一九四一年三月に月額八円に増額している。⁽⁴⁷⁾ また、一九四二年一月に、聖心女学院専門学校は生徒定員の増加（いずれも一学年の定員について、歴史予科を五名増員、英文科（本科）を十名増員、国文科（本科）と歴史科（本科）をそれぞれ一五名増員）を申請している。⁽⁴⁸⁾ これも申請理由をみると、つぎのようにある。

本校ハ生徒数至ツテ少ク随ツテ授業料ノ総額モ僅少ナルヲ以テ職員ノ俸給ニモ満タズ又授業料以外ニハ何等ノ費用ヲモ徴収セザルニ因リ収入上欠陥ヲ生ジ従来ハ臨時費ハ言フニ及バズ經常費モ毎年伊太利国羅馬市ニ在ル聖心会本部ヨリ多額ノ寄付ヲ仰ギ収入不足ノ補填ヲ成シ来リ候⁽⁴⁹⁾

この理由は、上でみた一九四〇年一二月に授業料を増額したときのものとはほぼ同様であるが、あわせて以下のよう
な理由も挙げられている。

然ルニ今回新体制ニヨリ外国依存ヲ離脱シ経済上独立スルコトト相成リ財源ヲ他ニ求メザルヲ得ザル有様ニ立至リ申候幸ヒ本校ノ入学志願者ハ年々増加ヲ来シ収容余力モ十分有之候タメ昭和十七年ノ新学年ヨリ生徒ノ定員ヲ別記ノ通り増加シ其ノ授業料ヲ以テ収入ノ不足ヲ補填致シ度候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被成下度此段御願申上候也⁽⁵⁰⁾

「新体制ニヨリ外国依存ヲ離脱シ經濟上独立スルコト相成リ財源ヲ他ニ求メザルヲ得ザル有様ニ立至リ」と、⁽⁵¹⁾ 学校経営における外国の修道会からの經濟的独立が明確に述べられている。

南山学園は、經濟的独立の影響から、南山小学校を維持できず、廃止した。これに関わって一九四一年六月に寄附行為の改正を申請している。これに付された愛知県作成による「寄附行為中変更認可申請ニ関スル件副申」によれば、つぎのようにある。

管下財団法人南山中学校理事長ヨゼフ・ライネルスヨリ標記ノ件ニ付申請有之候処右ハ從來該財団ノ經營係ル初等科教育機関タル南山小学校ヲ今回国民学校令施行ノ趣旨ニ鑑ミ去ル三月三十一日限廃止シタルヲ以テ該法人ノ寄附行為中初等教育ニ関スル事項ヲ削除セントスルモノニ之有候

法人ノ運営ニ遺憾ナキヲ期セントスルモノニテ何レモ適當ト被認候条至急御認可相成度此段及副申候也⁽⁵²⁾

そして、申請では寄附行為変更の理由を、①「国民学校ノ実施セラルムニ伴ヒ自給自足シ能ハズシテ外国資本ニ依存スル当小学校ヲ廃止スルニヨル」、②「本法人ノ經營スル南山中学校ノ成績向上ヲ図ルタメ校長ヲ理事ニ加フルニ依ル」⁽⁵³⁾ ためとある。南山小学校の經營が外国からの資金等に依存しており、經濟的独立の点から經營が存続できなくなったと考えられよう。

これまでみてきた聖心女子学院、南山学園のほか、多くのカトリック学校が一九四〇年代に授業料の増額や生徒定員の増加をおこなうが、これは表一・二に示したとおりである。

表一 1940年代のカトリック学校における授業料増額⁽⁵⁴⁾

学校名	認可年月	授業料増額	直近の増額等
八代成美高等女学校	1941(昭和16)年 2月	年額48円→月額5円	1928(昭和3)年 3月
海星中学校	1941(昭和16)年 3月	年額56円 →年額67円50銭	1928(昭和3)年 6月
雙葉高等女学校	1941(昭和16)年 3月	年額74円 →月額7円50銭	1923(大正12)年 8月
聖母女学院高等女学校	1941(昭和16)年 3月	年額66円→71円50銭	1935(昭和10)年 9月
六甲中学校	1941(昭和16)年 6月	月額6円→年額77円	1937(昭和12)年 11月
札幌藤高等女学校	1942(昭和17)年 3月	月額4円50銭 →月額5円	1926(大正15)年 5月
東北高等女学校	1943(昭和18)年 2月	月額4円20銭 →月額5円	1929(昭和4)年 4月
仙台高等女学校	1943(昭和18)年 3月	月額4円50銭 →月額5円	1937(昭和12)年 3月
八代成美高等女学校	1943(昭和18)年 4月	月額5円 →月額5円50銭	1941(昭和16)年 2月
暁星中学校	1943(昭和18)年 5月	月額6円60銭 →月額7円50銭	1928(昭和3)年 2月
長崎純心高等女学校	1943(昭和18)年 11月	月額5円→年額66円	1936(昭和11)年 3月
鹿児島純心高等女学校	1943(昭和18)年 11月	年額60円→年額72円	1933(昭和8)年 12月

表二 1940年代のカトリック学校における生徒定員増⁽⁵⁵⁾

学校名	認可年月	生徒定員	直近の増員等
長崎純心高等女学校	1941(昭和16)年 1月	400名→600名	1936(昭和11)年 3月
暁星中学校	1941(昭和16)年 2月	750名→1000名	1928(昭和3)年 4月
八代成美高等女学校	1941(昭和16)年 2月	200名→400名	1931(昭和6)年 4月
東北高等女学校	1941(昭和16)年 3月	400名→600名	1934(昭和9)年 2月
聖母女学院高等女学校	1941(昭和16)年 3月	500名→750名	1925(大正14)年 3月
聖保禄高等女学校	1942(昭和17)年	400名→600名	1929(昭和4)年 2月

カトリック学校を網羅しているわけではないが、表一によれば、一九四一年から一九四三（昭和一八）年の間に授業料を増額した学校を確認できる。表一に示した学校での授業料増額の理由を明確にはできないが、直近の授業料増額の時期と比較した場合、約十年の開きがある学校が多く、外国修道会などからの経済的独立の影響が推測される。

これと関わって、生徒定員の増加を確認したのが、表二である。これも一九四一年に生徒定員を増加させているカトリック学校が確認できる。授業料増額に比して、時期が一九四一年に集中しているのが特徴である。

表一と表二を比べると、授業料増額と生徒定員増の二つを行っている学校、どちらか一方のみを行っている学校などさまざまではあるが、授業料増額の学校のほうが多い。推測ではあるが、このような傾向がみられる背景として、授業料の負担増は、生徒・保護者等の負担増となるが、生徒定員増の場合、例えば教室等の施設確保等の問題もあり、学校としては難しかったのかもしれない。

四 ま と め

一では、一九四〇年の宗教団体制定・施行がカトリックに与えた影響と、本法下で宗教活動を継続するための日本天主教教団への組織改編に関する動きを、先行研究等をもとに確認した。

宗教団体制行以降、カトリックの重要な方針として示されたのは、宗教団体としての経済的自給自足と人的な自給自足の実現であった。そして、これは同時にカトリックのみならず、カトリック学校の経営方針にも反映され、カトリック学校を経営する財団法人等の理事の邦人化やカトリック学校の経済的独立という形で具体的に示された。

二では、カトリック学校の経営主体である財団法人の理事構成について一九四〇年前後を中心に清泉寮、聖心女子

学院、白百合学園等を事例に確認した。これらの学校では一九四〇年九月の臨時教区長協議会以降、理事構成において過半数以上を日本人理事が占めるような変更、あるいは理事長を日本人に変更するなどの動きを確認できた。また、清泉寮は一九三八年に財団法人を設立するが、東京府から認可を受けるにあたり、学校における校長代理・教員等の邦人化がすでに要求されていた。聖心女子学院の場合、一九四二年十月の寄附行為変更で全面的な改正を実施した。その際、ポイントとなったのは、財団法人の教育目的と所有財産の帰属権であり、後者は、外国との関係を絶つ形での変更となっていた。白百合学園の場合、財団法人化の時期が一九四〇年一月二月であったことも影響していると思われるが、理事長を含めて理事はすべて日本人であった。

三では、カトリック学校が一九四〇年代にどのような形で授業料の増額や生徒定員の増加を行ったのかをみた。聖心女子学院は外国の修道会からの経済的独立を果たすことを、授業料増額・生徒定員増の理由にあげていた。具体的な理由を確認することはできなかったが、その他にも多くのカトリック学校が一九四一年から一九四三年の間に授業料の増額を実施していた。授業料増額の事例ほどではないが、生徒定員増を実施しているカトリック学校もあり、これは一九四一年に多く実施されていた。また南山学園は一九四一年に小学校を廃止していた。

以上、戦時下の近衛新体制のもと、一九四〇年の臨時教区長協議会でのカトリック学校の経営方針が、実際のカトリック学校の経営に与えた影響を確認してきた。財団法人の理事長や理事構成については、これを日本人に変更していく動きにその影響がみられた。この点、シャンボンの言葉にあるように、宗教団体法とは関係なく、すでにこの時期、日本人の手にカトリック学校の経営を委ねる段階にきていたとみることもできる。しかし、本論文では直接触れられなかったが、清泉寮や聖心女子学院の戦後の理事構成をみると、再び外国人が理事に入っており、これをふまえ

ると、この時期はまだ学校経営を日本人に全面的に任せようとしたのではなく、むしろ戦時下におけるカトリック学校の経営方針が与えた影響が大きかったと考えられる。

一九四一年以降のカトリック学校における授業料増額・生徒定員増の動き、あるいは南山学園が小学校を廃止したことからもわかるように、理事の邦人化以上にカトリック学校に与えた影響が大であったのは、外国の修道会からの経済的独立であった。

(本文中の旧字体は新字体に改めている。)

〈註〉

- (1) 升味準之輔『日本政治史』三、東京大学出版会、一九八八年、二六八～二六九頁。
- (2) 三好千春「カトリック教会」キリスト教史学会『戦時下のキリスト教 宗教団体をめぐって』、教文館、二〇一五年、五三～八五ページ。
- (3) 佐々木慶照『日本カトリック学校のあゆみ』コルベ新書、聖母の騎士社、二〇一〇年。
- (4) 「第五宗教門き・ゆ(宗教通則) 宗教団体法団体(キリスト教)・第一冊」(昭五九文部00999100)(国立公文書館デジタルアーカイブス蔵)。
- (5) 「新体制に即応し 臨時教区長協議会開催 教団規則審議」(日本カトリック新聞) (昭和一五年九月二二日)。臨時教区長協議会でカトリック学校の経営方針が示されるに至った経緯、ならびにカトリック学校における校長の邦人化について、稿を改めて論じたい。

- (6) A・シャンボン「御摂理に感謝し奉る」『声』一二月号、一九四〇年。
- (7) 「清泉寮」財団法人設立許可の件」(昭和一三年五月二三日)「清泉寮、東京女子医科大学・(昭一三・十〇昭二五・九)」(平四文部00868100) (国立公文書館蔵)。なお、後述のバサベとは同一人物である。
- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10) 同右。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 「清泉寮」寄附行為変更認可の件」(昭和一三年八月二三日)「清泉寮、東京女子医科大学・(昭一三・十〇昭二五・九)」(平四文部00868100) (国立公文書館蔵)。
- (15) 「清泉寮」財団法人清泉寮カルメン・ウスタラバサベ理事長辞任、山本信次郎理事長選任」(昭和一六年六月三十日)「清泉寮、東京女子医科大学・(昭一三・十〇昭二五・九)」(平四文部00868100) (国立公文書館蔵)。
- (16) 同右。
- (17) 同右。
- (18) 「清泉寮」財団法人理事長就任承認の件」(昭和一七年六月一七日)「清泉寮、東京女子医科大学・(昭一三・十〇昭二五・九)」(平四文部00868100) (国立公文書館蔵)。
- (19) 「財団法人理事変更ニ付報告の件」(昭和一五年十月三十日)「聖心女子学院・(昭一五・一二〇昭二四・五)」(平四文部00888100) (国立公文書館蔵)。
- (20) 同右。

- (21) 「財団法人寄附行為変更認可の件」(昭和一八年一月一九日)「聖心女子学院・(昭一五・一二)昭二四・五」(平四文部0088100)(国立公文書館蔵)。
- (22) 同右。
- (23) 同右。
- (24) 同右。
- (25) 同右。
- (26) 同右。
- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 「財団法人理事変更ニ付報告の件」(昭和一五年十月三十日)「聖心女子学院・(昭一五・一二)昭二四・五」(平四文部0088100)(国立公文書館蔵)。
- (30) 同右。
- (31) 同右。
- (32) 同右。
- (33) 「財団法人理事変更につき報告の件」(昭和一六年三月二四日)「聖心女子学院・(昭一五・一二)昭二四・五」(平四文部0088100)(国立公文書館蔵)。
- (34) 同右。
- (35) 「聖心女子学院メレ・シエルトン理事辞任、伊藤松野理事就任」(昭和一七年三月一八日)「聖心女子学院・(昭一五・一二)昭二四・五」(平四文部0088100)(国立公文書館蔵)。
- (36) 同右。

- (37) 「財団法人理事変更に関する報告の件」(昭和一七年十月三日)「聖心女子学院」(昭一五・一二～昭二四・五)〔平四文部0088100〕(国立公文書館蔵)。
- (38) 同右。
- (39) 「白百合学園 財団法人設立許可の件」「光生学園、桜台学園(解散)、白百合学園(昭和一六・一一～昭和三七・二)」(平五文部01497100) (国立公文書館蔵)。
- (40) 同右。
- (41) 同右。
- (42) 同右。
- (43) 同右。
- (44) 「財団法人湘南白百合高等学校 公益法人理事変更に関する件」(平一一文部00234100)「馬淵聾啞学校、湘南白百合高等女学校、本牧中学校、鎌倉中学校、成美学院」(国立公文書館蔵)。
- (45) 「聖心女子学院専門学校規則学則中変更認可」(昭和一六年一月三二日)「学則、規則に関する許認可文書・専門学校」(昭四七文部00177100) (国立公文書館デジタルアーカイブス蔵)。
- (46) 同右。
- (47) 「私立聖心女子学院高等女学校授業料額変更認可」(昭和二六年三月二八日)「学則、規則に関する許認可文書・高等女学校・東京府」(昭四七文部00458100) (国立公文書館デジタルアーカイブス蔵)。
- (48) 「聖心女子学院専門学校規則生徒定員変更認可」(昭和一七年三月三日)「学則、規則に関する許認可文書・専門学校」(昭四七文部00177100) (国立公文書館デジタルアーカイブス蔵)。
- (49) 同右。
- (50) 同右。

- (51) 同右。
- (52) 「寄附行為中変更の件」(昭和一六年六月二日)「南山学園(設立)昭和一六年度」(平一四文科00069100)(国立公文書館蔵)。
- (53) 同右。
- (54) 表一は、以下により、執筆者が作成した。「熊本県 八代成美高等女学校」(昭五九文部02387100)「高等女学校台帳・九州、沖縄・二」、「長崎 海星中学校」(昭五九文部02561100)「中学校台帳・九州、沖縄・一」、「双葉高等女学校」(昭五九文部02574100)「高等女学校台帳・関東・東京(法人立)」、「大阪府 聖母女学院高等女学校」(昭五九文部02381100)「高等女学校台帳・近畿・大阪府」、「兵庫 六甲中学校」(昭五九文部02561100)「中学校台帳・近畿・二」、「北海道 札幌藤高等女学校」(昭五九文部02568100)「高等女学校台帳・北海道、東北・一」、「岩手県 東北高等女学校」(昭五九文部02569100)「実科高等女学校台帳・青森、岩手、宮城」、「宮城県 仙台高等女学校」(昭五九文部02569100)「実科高等女学校台帳・青森、岩手、宮城」、「東京 暁星中学校」(昭五九文部02435100)「中学校台帳・関東・二」、「長崎県 長崎純心高等女学校」(昭五九文部02387100)「高等女学校台帳・九州、沖縄・二」、「鹿児島県 純心高等女学校」(昭五九文部02588100)「高等女学校台帳」(以上、国立公文書館デジタルアーカイブス蔵)。
- (55) 表二は、以下により、執筆者が作成した。「長崎県 長崎純心高等女学校」(昭五九文部02387100)「高等女学校台帳・九州、沖縄・二」、「東京 暁星中学校」(昭五九文部02435100)「中学校台帳・関東・二」、「熊本県 八代成美高等女学校」(昭五九文部02567100)「高等女学校台帳・九州、沖縄・二」、「岩手県 東北高等女学校」(昭五九文部02569100)「実科高等女学校台帳・青森、岩手、宮城」、「大阪府 聖母女学院高等女学校」(昭五九文部02381100)「高等女学校台帳・近畿・大阪府」、「北海道 聖保禄女学校」(昭五九文部02608100)「各種学校台帳・一」(以上、国立公文書館デジタルアーカイブス蔵)。